

新商品開発 を応援します

商品改良も！

～ 高山市新商品開発等支援事業補助金のお知らせ ～

魅力ある商品の開発や商品改良を促進するため、
飲食料品に対する助成を実施します。



申請には、以下を全て満たす必要があります

【対象者】

- ☑ 市内に本社、事業所、工場がある中小企業※1 または、市内に住民登録のある個人事業者
- ☑ 市外からの資金獲得に向けた具体的な取組み※2 を行う計画のある事業者

※1 中小企業基本法に定める中小企業者

※2 ふるさと納税返礼品の登録申請、市土産品振興奨励制度の申請、物産展や展示会への参加など

【補助の条件】

- ☑ 飲食料品の商品開発または商品改良を行う事業であること
- ☑ 店舗またはオンラインショップで販売する商品であること
(主に飲食店内での提供やテイクアウトを目的とする商品是对象外となります)
- ☑ 市外での販路開拓を目指す商品であること
- ☑ 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に事業を完了すること

※補助金の交付申請は、同一年度において1回まで

新商品開発事業

上限
50万円

- ・新たに商品を開発し、商品化する事業
- ・対象経費の1/2以内の額(千円未満切り捨て)

ブラッシュアップ事業

上限
20万円

- ・既存の商品を改良し、商品化する事業
- ・対象経費の1/2以内の額(千円未満切り捨て)

補助対象経費	補助対象経費の内訳
報償費	専門家への謝金・謝礼など
旅費	見本市への出展、専門家の交通費・宿泊費など
消耗品費	資料、材料、器具代など
印刷製本費	包装の制作、パンフレット、写真などの印刷代
通信運搬費	品質検査・分析、出展料など
使用料	機械器具リース料、見本市ブース料など
委託料	パッケージ、ラベルなどのデザイン製作、試作品の製造などの外注加工費
原材料費	原材料
備品購入費	機器・備品など
広告料	新聞・雑誌への広告など
その他	市長が必要と認めた経費

※ 事業実施に必要な経費のみが対象です。ただし、経常費用や汎用性のあるものなど、対象にならないものもありますので、事前にご相談ください。

※ 他の補助金の対象となる経費も、本補助金の対象外となります。

申請期間

年度を通じて申請を受け付けています。ただし、予算上限に達した場合など、年度途中であっても申請受付を終了する場合があります。

※補助金の交付申請は、同一年度において1回まで



補助金申請の前に、まずは事業計画認定
申請が必要です！詳しくは、
QRコードからホームページを
ご覧ください。

QRコードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。

